

月刊ハローワーク通信

ハローワーク秋田のイベント・情報などを紹介する広報紙です
 <<2026. 8月号>>

ハローワーク秋田の
各種情報はこちら！



発行：〒010-0065 秋田市茨島1-12-16
 ハローワーク秋田（電話018-864-4111）

当所へ電話でお問い合わせの際は、部門コード（問い合わせ先右端の【】内）を押してください。

📣 8月はAターン就職促進月間です 📣

ハローワーク秋田では、Aターン就職を希望する方が帰省するこの時期に合わせ、「Aターン相談窓口」を設置します。

【設置期間】 8月12日(水)～8月14日(金)

◆ハローワーク秋田 8：30～17：15

◆ハローワークプラザアトリオン

月・水・金 9：00～17：15 火・木 9：00～18：30

お問い合わせ先

ハローワーク秋田 紹介第3部門【4 1 #】

アトリオン 018-836-7820



市町村・団体も多数出展！

あきた就職フェア in 秋田

2026 8/11 12:00～16:00 11:30から開場・受付開始

会場 秋田拠点センターアルヴェ1階、2階 (JR 秋田駅東口直結)

参加無料 × 服装自由 × 履歴書不要！

仕事面談ブース
出展企業 100社以上！

相談ブース
市町村・業界団体等 20以上！

企業説明・個別相談・面談対応します。
秋田で働きたい方お待ちしております！

事前来場登録はこちら ▶

学生・既卒・社会人、どなたでも大歓迎です！

社会人の皆様へ
キャリアアップやU/Iターンに向けた情報収集の場としてご利用ください！お子様連れには、キッズコーナーもご用意しております。

ご家族・同僚等の皆様へ
ご一緒の参加も大歓迎！市町村や県のブースで移住や暮らしの相談も可能です。

学生の皆様へ
100社以上の採用担当から、直接リアルな声を聞けるチャンス！様々な業種を比較できます。
※「秋田県 就活応援ポイントCP」対象の就職イベントです。

就活・移住の相談もできる！

出展企業を公開中

あきた就職フェアの来場登録は特設サイトへ

事前に来場登録してスムーズに会場を回ろう！

1 移住制度や支援金について知りたい
就活の進め方を相談したい
就活のスケジュールや
情報の収集方法など知りたい
2F 移住・就職・学生総合相談ブースへ

2 職業相談がしたい
2F ハローワークブース

3 【県内在住者向け】
移住された方のお悩みをお気軽に相談！
2F 移住者くらしと相談会

【その他】
1F 各種パンフレット等の資料配発コーナーを設置！
2F 就活に役立つセミナーの開催！
2F 出展企業による企業PRも実施！
2F 職業適性診断とコンサルタントによる相談を実施！

タイムスケジュール

11:30～
開場・受付開始

12:00～12:30
企業PR、就職セミナー

12:30～16:00
個別面談

就活生必見！
就活応援ポイント
キャンペーン実施中
～就活をがんばる全国の学生に嬉しいお知らせ～

あきた就職フェアに参加すると、
なんと交通費相当額の一部が好きな
キャッシュレスポイントで戻ってくる！

※ポイントは秋田県の指定店舗にて店舗一層に付与します。
今すぐこちらからお申し込みを！

横手市就職面接会・企業説明会
2026 8/10 13:30～15:30
会場 横手セントラルホテル・ポート2階

参加企業 40 各種相談コーナーあります
社程度予定

（公財）秋田県ふるさと定住機構 TEL 018-826-1731
（主催）秋田県、秋田労働局、秋田市 （公財）秋田県ふるさと定住機構

秋田労働局では、（公財）秋田県ふるさと定住機構、秋田県、秋田市と共同で、秋田県内への移住・就職を考えている方や、そのご家族を対象に「あきた就職フェア」を開催します。移住を検討する際に必要となる暮らしや仕事の情報を収集できるほか、100社以上の県内企業と直接コミュニケーションを取ることができる就職・移住フェアです！お盆の帰省に合わせて、ぜひお越しください！



雇用保険被保険者・人事労務担当者・社会保険労務士の皆さまへ

令和8年8月1日から

育児休業等給付の申請手続きを見直します

育児休業等給付の申請手続きを行いやすくするため、令和8年8月1日から、事務取扱いを見直します。

1. 出生時育児休業給付金の申請時に申告する賃金について

出生時育児休業中の賃金の申告について、申請の早期化を図るため見直します

従来

「出生時育児休業期間を対象として支払われた賃金」を申請時に申告

見直し後

「出生時育児休業期間中に支払日のある賃金※」を申請時に申告

※ 令和8年8月1日以降に開始する出生時育児休業から対象になります。

※ 出生時育児休業期間（育児休業期間を含む。）を対象とした賃金が対象になります。

また、出生時育児休業を分割して取得する場合は、その間の就労期間に支払日のある賃金を含みます。

2. 出生後休業支援給付金の配偶者の確認書類について

母親が申請する場合の配偶者の確認書類について、父親と同様に、「母子健康手帳の写し（出生済証明のページ。配偶者の氏名・生年月日が記載されたものに限る）」を提出できるようになります

※ 母子健康手帳の写しでは確認できない場合は、世帯全員について記載された住民票等の確認書類の提出をお願いする場合があります。



3. 育児時短就業給付の支給要件の確認について

- 同一の子について育児休業給付を受給している場合は、改めて母子健康手帳の写し等の提出は不要です
- 育児休業給付に係る育児休業終了後、同一の子について初回育児時短就業を開始した場合であって、育児休業を開始した後、育児時短就業を開始するまでの間に賃金の支払いがないことを賃金証明書及び添付書類で確認できれば、賃金証明書の⑨欄、⑩欄及び⑪欄（育児休業開始前の賃金支払状況）の記載を省略することができます
- 次の労働時間制度の適用を受ける被保険者について、週所定労働時間の計算方法を一部見直します



フレックスタイム制	清算期間における総労働時間の算出基礎となった1日の労働時間 × 週所定勤務日数
変形労働時間制	対象期間における1週間の平均労働時間
シフト制	次の労働時間を該当期間の週数（暦日数÷7日）で除して計算します。 （短縮前）育児時短就業を開始した日前の3か月間における実際の労働時間 （短縮後）支給対象月に支払われた賃金の算定対象期間における実際の労働時間 ※賃金が月末締め、翌月支払いの場合は支給対象月における実際の労働時間

※ フレックスタイム制・変形労働時間制の場合は、週所定労働時間の確認書類で上記の内容が確認できる場合に限りです。

- 育児時短就業期間等に係る証明書（様式例）の改訂を行い、育児時短就業開始日及び週所定労働時間の確認書類として提出することができるようになります

<様式のダウンロード先>

育児休業等給付

検索

- ▶ 各種お知らせ・様式
- ▶ 育児時短就業給付金関係



- 時短前後の週所定労働時間の確認書類について、賃金台帳等と同様に、照合省略対象事業主等については関係書類との照合を省略できるようにします

◎ 給付金の内容や手続きに関するお問合せ先

育児休業等給付コールセンター 0570-200-406
（対応時間：平日8:30～17:15 ※土日祝日を除く）



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・ハローワーク

LL080708保01

お問い合わせ先

ハローワーク秋田 雇用保険適用課 【21#】

改正労働施策総合推進法等 オンライン説明会 ～カスハラ対策への取組に向けて～

2026年
10月1日より

カスタマーハラスメント、
求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策が義務化されます。
本説明会では、法改正のポイントと企業に求められる対応をわかりやすく解説します。

日 時
2026年

8/20 木 13:30～

※申込〆切：8月14日（定員に達し次第〆切）

8/27 木 13:30～

※申込〆切：8月21日（定員に達し次第〆切）

9/2 水 13:30～

※申込〆切：8月28日（定員に達し次第〆切）

9/10 木 13:30～

※申込〆切：9月4日（定員に達し次第〆切）

プログラム

- 13:30～ 改正同一労働同一賃金ガイドラインについて
14:00～ 改正労働施策総合推進法等について
・カスタマーハラスメント対策について
・求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策について
14:40～ 改正女性活躍推進法について

Zoomでの開催

申込方法 二次元コードを読み取り、HPからお申し込みください。

●お申し込みのURL→https://jsite.mhlw.go.jp/akita-roudoukyoku/newpage_02978.html

※各企業1回線までご参加をお願いいたします。

※説明会終了後、秋田労働局公式YouTubeチャンネルに説明動画を掲載いたします。

説明会に関する
お問い合わせはこちら

秋田労働局雇用環境・均等室

018-862-6684（受付時間 平日8:30～17:15）



再就職、転職、スキルアップを目指す皆さまへ



求職者支援制度のご案内

□ 求職者支援制度とは？

再就職、転職、スキルアップ*を目指す方が、月10万円の生活支援の給付金を受給しながら、**無料の職業訓練**を受講する制度です

※今すぐの転職ではなく、働きながらスキルアップを目指す方も対象

¥ 月10万円
給付金

訓練期間中の生活を支援するため、収入や資産などの要件を満たした方は、給付金を受給しながら訓練を受講できます

無料の
職業訓練

給付金の支給要件を満たさない場合も、**無料の職業訓練**を受講できます
（テキスト代などは自己負担）

就職
サポート

訓練開始前から、訓練期間中、訓練終了後まで、**ハローワークが求職活動をサポート**します

□ どういう方が利用できる？

給付金を受けて訓練を受講する方	給付金を受けずに訓練を受講する方 （無料の訓練のみ受講する方）
離職者 - 雇用保険の適用がなかった離職者の方 - フリーランス・自営業を廃業した方 - 雇用保険の受給が終了した方など	離職者 親や配偶者と同居していて一定の世帯収入がある方など（親と同居している学卒未就職の方など）
在職者 一定額以下の収入のパートタイムで働きながら、正社員への転職を目指す方など	在職者 働いていて一定の収入のある方など（フリーランスで働きながら、正社員への転職を目指す方など）

利用者の声



介護職が初めてで不安もありましたが、経験豊富な講師の授業により理解が深まり、介護職として働く意欲が高まりました

簿記の資格を取得でき、就職先も決まりました。面接や履歴書の作成指導のおかげで就職活動に意欲的に取り組みました

給付金をもらったので、生活の心配をせずに訓練に集中できました

□ 制度活用の主な要件

訓練受講の要件

- ハローワークに求職の申込みをしていること
- 雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと
- 労働の意思と能力があること
- 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと

制度の詳細



給付金の要件

- 本人収入が**月8万円以下**
- 世帯全体の収入が**月30万円以下**
- 世帯全体の金融資産が**300万円以下**
- 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
- 訓練実施日**全てに出席**する
やむを得ない理由により欠席し、証明できる場合※でも、**8割以上出席**する

※育児・介護を行う方や求職者支援訓練（基礎コース）を受講する方は証明ができない場合を含める

✓ 給付金が受けられなくても、交通費（通所手当）のみ受給することができる場合もあります。

全ての要件を満たす必要があります。
他にも要件があるので、詳しくはハローワークまで



□ 主な訓練コース（求職者支援訓練）

基礎	ビジネスパソコン科、オフィスワーク科など
IT	WEBアプリ開発科、Android/JAVAプログラミング育成科など
営業・販売・事務	OA経理事務科、営業販売科など
医療事務	医療・介護事務科、調剤事務科など
介護福祉	介護職員初任者研修科、介護職員実務者研修科など
デザイン	広告・DTPクリエイター科、WEBデザイナー科など
その他	3次元CAD活用科、ネイリスト養成科など

訓練期間は
2～6か月訓練のコース検索
はこちら

✓ 上記の訓練のほか、訓練期間がより長い公共職業訓練（最長2年）も受講できます

お問い合わせ先

ハローワーク秋田 紹介第1部門【41 #】

eラーニング 受講のご案内

訓練対象者

- ①育児や介護で外出が難しい方
- ②居住地域に訓練実施機関がない方
- ③在職中など受講に当たり特に配慮を必要とする方
- ④PC等のインターネット通信環境が用意できる方 など



家庭との両立
子育てや介護など
家庭に合わせた受講
スタイルにできる

学習機会の格差の解消
都市部と地方で、再就職や
スキルアップの機会を平等に
受けることができる

**おすすめ
ポイント**

自分のペースで
eラーニングなら講義を
何度も見返すことができ
自分の苦手な手を重点的に
学ぶことができる

通学不要
体調や天候に合わせて
学ぶことができる

録画された講義
録画講義のため自分の
生活スタイルに合わせて
好きな時間に視聴できる

こんなコースがあります

- ・ Web系（デザイン・プログラミング）
- ・ 生成AI活用
- ・ 医療事務
- ・ 会計・データ分析 など

ハローワークインターネットサービス

ハローワークインターネットサービス

詳しい検索条件を開く

フリーワード

eラーニング

検索

詳しくはハローワーク秋田
訓練担当窓口へ



ハローワーク秋田 雇用の動き（令和8年6月）

概況（全数）

○有効求人倍率は、1.09倍と前年同月比で0.13ポイント低下。

1 求人の動向

○新規求人数は、2,730人と前年同月比で7.5%減少。

- ・ 運輸業・郵便業、金融業・保険業等で増加。
- ・ 情報通信業、宿泊業・飲食サービス業等で減少。

○有効求人数は、7,230人と前年同月比で8.3%減少。

2 求職者の動向

○新規求職者数は、1,312人と前年同月比で9.3%増加。

- ・ フルタイム求職者が5.6%増加、パート求職者は15.5%増加。
- ・ 事業主都合離職者（常用）が2か月ぶりに増加。

○有効求職者数は、6,610人と前年同月比で2.2%増加。

- ・ 雇用保険受給者実人員は13か月連続で増加。

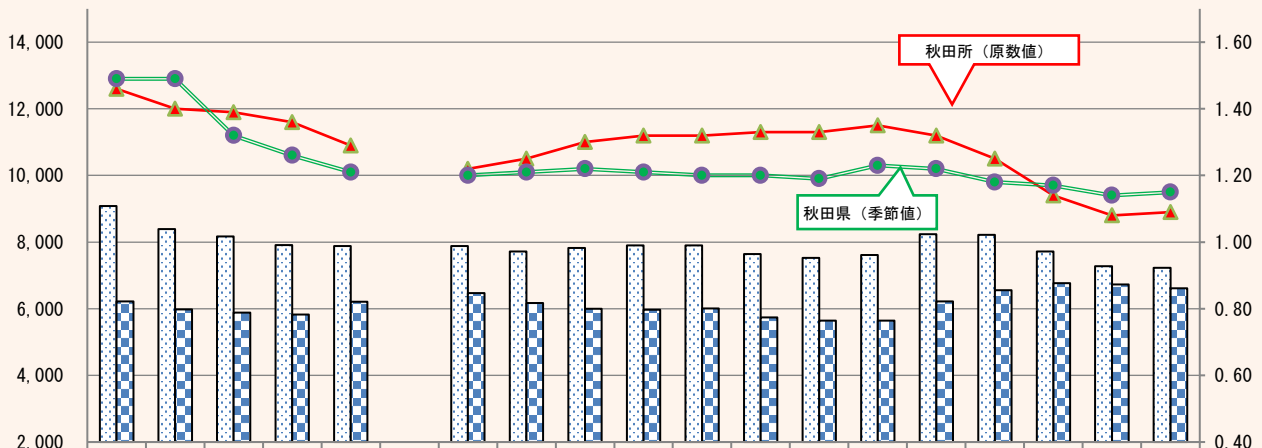
【主な産業の新規求人数】

主な産業	求人数	前年同月比	
		増減率 (%)	増減数 (人)
D建設業	319	▲ 5.1	▲ 17
E製造業	159	▲ 6.5	▲ 11
G情報通信業	16	▲ 30.4	▲ 7
H運輸業、郵便業	146	9.0	12
I卸売業、小売業	372	▲ 14.5	▲ 63
J金融業、保険業	43	19.4	7
M宿泊業、飲食サービス業	132	▲ 43.3	▲ 101
P医療、福祉	637	1.8	11
Rサービス業（他に分類されないもの）	521	▲ 8.6	▲ 49
S・T 公務、その他	47	▲ 32.9	▲ 23
全産業合計	2,730	▲ 7.5	▲ 220

【新規求職者の態様別状況（常用）】

項目	区分	態様別計					無業者
		在職者	離職者	うち事業主都合	うち自己都合	うち自営、その他	
新規求職者数（常用）	1,304	509	656	169	453	10	139
前年同月比	増減率（%）	9.3	15.4	6.7	3.0	8.1	66.7
月比	増減数（件数）	111	68	41	5	34	4

■有効求人倍率（全数）の推移



	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	07. 06	07. 07	07. 08	07. 09	07. 10	07. 11	07. 12	08. 01	08. 02	08. 03	08. 04	08. 05	08. 06
有効求人数	9,080	8,395	8,169	7,911	7,880	7,884	7,722	7,821	7,900	7,900	7,643	7,530	7,614	8,236	8,216	7,715	7,275	7,230
有効求職者数	6,217	5,982	5,887	5,827	6,210	6,466	6,169	6,000	5,966	6,006	5,736	5,642	5,644	6,219	6,553	6,771	6,729	6,610
求人倍率（秋田所）	1.46	1.40	1.39	1.36	1.29	1.22	1.25	1.30	1.32	1.32	1.33	1.33	1.35	1.32	1.25	1.14	1.08	1.09
求人倍率（秋田県）	1.49	1.49	1.32	1.26	1.21	1.20	1.21	1.22	1.21	1.20	1.20	1.19	1.23	1.22	1.18	1.17	1.14	1.15